

令和7年度(令和6年分)市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税申告が必要な方

※申告相談期間中は会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。郵送での提出にご協力をお願いします。

令和7年1月1日現在で長岡市内にお住まいの方
(ただし、以下の「市民税・県民税申告が必要な方」のいずれかに該当する場合を除きます。)

市民税・県民税申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与収入のみで勤務先から長岡市へ給与支払報告書の提出がある方
- ※提出の有無は勤務先に確認してください。
- ③公的年金等の収入のみの方

令和6年中に収入がなかった方、非課税所得のみの方

マイナンバーカードを使って、スマホやパソコンからも申告ができるようになりました。詳しくは市のホームページをご覧ください。



◆令和6年中に収入がなかった方、非課税所得のみの方について

申告の義務はありませんが、国民健康保険料等の各種保険料や保育料といった各種制度の判定に影響が出たり、所得・課税証明書の発行ができないといった支障をきたすことがありますので、申告書の提出をお勧めします。

申告書記入の際は以下の手順で記入してください。

- ①住所、個人番号、氏名、生年月日、電話番号を記入する。
- ②所得金額「合計⑩欄」に「0」と記入する。
- ③所得から差し引かれる金額「基礎控除⑭欄」に「430,000」と記入する。
- ④所得から差し引かれる金額「合計⑳欄」に「⑬から⑱」の合計額を記入する。
- ⑤所得から差し引かれる金額「合計㉔欄」に「㉒から㉘」の合計額を記入する。
- ⑥申告書左下の「★前年(令和6年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。」欄の当てはまる番号に○をつけて必要事項を記入する。

右図のとおり

<基礎控除のみの場合の記入例>

合	計	⑩	0
社会保険料控除	⑪		
小規模企業共済等掛金控除	⑫		
生命保険料控除	⑬		
地震保険料控除	⑭		
4 所得から差し引かれる金額	⑮		
寡婦、ひとり親控除	⑯		
勤労学生・障害者控除	⑰		
配偶者(特別)控除	⑱		
扶養控除	⑲		
基礎控除	⑳	430,000	
⑬から⑱までの計	㉔	430,000	
雑損控除	㉕		
医療費控除	㉖		
合	計	㉔	430,000

★前年(令和6年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。

(記入例)	1	右の者に扶養されていた。	(住所) (氏名)	(続柄)	
	2	遺族年金・障害年金・福祉年金等を受給していた。			
	3	その他(理由及び生活費の出所等について) 貯金で生活			

申告時に必要なもの

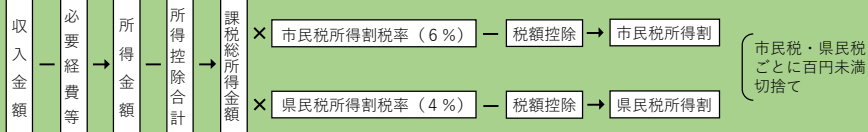
- ①令和7年度(令和6年分)市民税・県民税申告書
- ②マイナンバーカード又は通知カード等の番号確認書類と運転免許証等の身元確認書類
- ※申告書の「個人番号」欄については、記載がない場合も申告書として有効です。
- ③収入に関する証明書(給与又は公的年金等の源泉徴収票、個人年金の支払証明書等)
- ④営業、農業、不動産収入があった方は、作成済みの収支内訳書
- ⑤各種控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等)に関する証明書や領収書
※日本国外に居住する親族に係る扶養控除等を受けようとする場合は、親族関係書類及び送金関係書類等の添付または提示が必要です。
- ⑥医療費控除を受ける方は、作成済みの医療費控除明細書
※医療費通知(健康保険組合等が発行する書類)の額で申告する場合、医療費通知の添付が必要です。

申告書や収支内訳書、医療費控除の明細書等は、市のホームページからダウンロード・印刷が可能です。



●市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は「均等割」と「所得割」の合計額です。「均等割」は市民税3,000円、県民税1,000円で、「所得割」は前年中の所得金額に応じて次の図式で計算します。分離課税分の計算方法については市民税課にお問い合わせください。また、「均等割」が課税される方は、森林環境税(国税)1,000円が併せて課税されます。



●非課税の範囲

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②障害者、寡婦、ひとり親、未成年で合計所得金額が135万円以下の方
- ③被扶養者(16歳未満の被扶養者を含む)の人数に応じて、所得金額が下記の基準金額以下の方

被扶養者人数	0人	1人	2人	3人	4人	被扶養者1人以上の場合の算式
均等割(合計所得金額)	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円	1,864,000円	315,000円×(1+被扶養者人数)+289,000円
所得割(総所得金額等)	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	350,000円×(1+被扶養者人数)+420,000円

●収入及び所得について(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの分について)計算してください。)

◎表中、ア～シ及び①～⑩は市県税・県民税申告書の該当箇所です。

営業等	製造業、卸売業、小売業、建設業、飲食店業、外交員、サービス業、私塾の経営などから生ずる所得 (ア 収入金額 - 必要経費 = ① 所得金額)	
農業	米、野菜、果樹などの栽培又は生産などから生ずる所得 (イ 収入金額 - 必要経費 = ② 所得金額)	
不動産	土地や建物の貸付けにより生ずる所得 (受取小作料も該当します。) (ウ 収入金額 - 必要経費 = ③ 所得金額)	
利子	公社債や預貯金の利子等の所得 (源泉徴収されているものを除く。) (エ 収入金額 = ④ 所得金額)	
配当	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託等の収益の分配などの所得(上場株式分は源泉徴収により原則申告不要です) (オ 収入金額 - 元本取得のために要した負債の利子 = ⑤ 所得金額)	
給与	給料、俸給、賃金などの所得 (カ 収入金額 - 給与所得控除額 = ⑥ 所得金額) 計算方法については、下記表1参照	
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金等の所得 (キ 収入金額 - 公的年金等控除額 = ⑦ 所得金額) 計算方法については、下記表2参照
	業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの (ク 収入金額 - 必要経費 = ⑧ 所得金額)
	その他	他の所得に当てはまらない所得 (個人年金など) (ケ 収入金額 - 必要経費 = ⑨ 所得金額)
総合譲渡	機械、車両、ゴルフ会員権等の資産の譲渡による所得 取得の日からの保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 (収入金額 - 必要経費 - 特別控除(最高50万円) = コ, サ 所得金額) ※	
一時	生命保険契約の満期・解約による一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得 (収入金額 - 必要経費 - 特別控除(最高50万円) = シ 所得金額) ※	

※総合長期譲渡所得と一時所得の課税対象となるのは、「収入金額 - 必要経費 - 特別控除(最高50万円)」の1/2の金額です。
(サ + シ) × 1/2 + コ = ⑩

表1 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
～ 550,999円	0円	1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てる(算出金額：A) A × 2.4 + 100,000円
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入 - 550,000円	1,800,000円 ～ 3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円 ～ 6,599,999円	A × 3.2 - 440,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円		

表2 公的年金等に係る雑所得の速算表 < 所得金額 = A × B - C >

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額 (公的年金以外の所得別)		
			1千万円以下	2千万円以下	2千万円超
65歳未満の方 (昭和35年1月2日以後に生まれた方)	～ 1,299,999円	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前に生まれた方)	～ 3,299,999円	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円 以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

※所得金額調整控除について (注) 1、2ともに給与所得から控除

1 給与等の収入金額が850万円を超え、(1)～(3)のいずれかに該当する場合

- 特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

控除額 = (給与等の収入金額 ※ - 850万円) × 10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円が限度

2 給与所得と公的年金所得双方があり、合計額が10万円を超える場合

控除額 = (給与所得 ※ + 公的年金所得 ※) - 10万円

※給与・年金ともそれぞれ10万円を超える場合は、それぞれ10万円が限度

	配	給	与	所得
収入金				

下記区分番号を記入してください。

- 左記1に該当する場合
- 左記2に該当する場合
- 左記1及び2に該当する場合

●所得控除(所得から差し引かれる金額)及び税額控除(税額から差し引かれる金額) ※小数点以下切上げ

社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等を支払った場合は、全額を控除できます。 ※ただし、配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた社会保険料は、差し引かれた方の控除になります。
---------	---

小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、全額を控除できます。
--------------	---

前年中に一定の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合は、下表の計算式で計算した控除額を控除できます。※所得税と住民税では計算方法が異なりますのでご注意ください。

生命保険料控除	支払った保険料	A: (合計) 円	旧生命保険料 (一般)	円	B: (合計) 円	旧個人年金保険料	円	※旧契約・新契約の両方の保険料を支払った場合は、それぞれの契約区分ごとに控除額を算出し、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約分のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額を適用することができます。
	A・Bの金額	控除額(最高35,000円)	控除額(最高35,000円)	控除額(最高35,000円)	控除額(最高35,000円)	控除額(最高35,000円)	控除額(最高35,000円)	
	~15,000円	Aの金額	円	Bの金額	円	Bの金額	円	
	15,001円~40,000円	C: $A \times 0.5 + 7,500$ 円	円	D: $B \times 0.5 + 7,500$ 円	円	D: $B \times 0.5 + 7,500$ 円	円	
40,001円~	A: $0.25 + 17,500$ 円	円	B: $0.25 + 17,500$ 円	円	B: $0.25 + 17,500$ 円	円		

生命保険料控除	支払った保険料	E: (合計) 円	新生命保険料 (一般)	円	F: (合計) 円	新個人年金保険料	円	G: (合計) 円	介護医療保険料	円			
	E・F・Gの金額	控除額(最高28,000円)	控除額(最高28,000円)	控除額(最高28,000円)	控除額(最高28,000円)	控除額(最高28,000円)	控除額(最高28,000円)	控除額(最高28,000円)	控除額(最高28,000円)	控除額(最高28,000円)			
	~12,000円	Eの金額	円	Fの金額	円	Gの金額	円	H: $E \times 0.5 + 6,000$ 円	円	I: $F \times 0.5 + 6,000$ 円	円	J: $G \times 0.5 + 6,000$ 円	円
	12,001円~32,000円	H: $E \times 0.5 + 6,000$ 円	円	I: $F \times 0.5 + 6,000$ 円	円	J: $G \times 0.5 + 6,000$ 円	円	K: $C + H$ (最高28,000円)	円	L: $D + I$ (最高28,000円)	円	M: J 円	円
32,001円~	E: $0.25 + 14,000$ 円	円	F: $0.25 + 14,000$ 円	円	G: $0.25 + 14,000$ 円	円							

▶生命保険料控除額 $\text{生命保険料控除額 (K + L + M)}$ 円 (最高7万円)

※Cのみで28,000円を超える場合はCの金額 ※Dのみで28,000円を超える場合はDの金額

前年中に地震保険料を支払った場合は、下表の計算式で計算した控除額を控除できます。なお、保険契約の区分に地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、どちらか一方の保険料で控除額を計算します。控除額が高くなる方で計算してください。※所得税と住民税では計算方法が異なりますのでご注意ください。

地震保険料控除	支払った保険料	A: (合計) 円	地震保険料	円	支払った保険料	B: (合計) 円	旧長期損害保険料	円
	Aの金額	C: $A \times 0.5$ 円	地震保険料控除額(最高25,000円)	円	Bの金額	円	旧長期損害保険料控除額(最高10,000円)	円
	~5,000円			D: $B \times 0.5 + 2,500$ 円	円			
	5,001円~							

▶地震保険料控除額 地震保険料控除額 (C + D) 円 (最高25,000円)

令和6年12月31日現在、あなたが下表に該当する場合、下表の金額を控除できます。

寡婦控除 ひとり親控除	該当者		控除額
	寡婦	合計所得金額500万円以下、離別かつ子以外の扶養親族がいる方	26万円
	ひとり親	合計所得金額500万円以下かつ配偶者と死別した方(扶養親族の有無は問わない)	30万円

勤労学生控除 あなたが大学や高校等の学生や生徒で、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得、雑所得があり、かつ合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の場合は、26万円を控除できます。

障害者控除	該当者		控除額
	障害者	身体障害者手帳3~6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	26万円
	特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	30万円
	同居特別障害者	特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方	53万円

令和6年12月31日(年中の途中で死亡した方は死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合は下表の控除額を控除できます。

	該当者	控除額
配偶者控除	配偶者	33万円
	老人配偶者(70歳以上)	38万円
	昭和30年1月1日以前に生まれた方	38万円

※申告者の合計所得金額が一定の範囲にある場合、減額されて適用されます。※①内は老人配偶者の適用の場合
 合計所得金額が①900万円以下…減額なし ②950万円以下…22万円(26万円) ③1,000万円以下…11万円(13万円)
 ④1,000万円超…控除額の適用はありませんが、同一生計配偶者として申告できます。同一生計配偶者が障害者手帳等を所有している場合、障害者控除が適用できます。

あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者(事業専従者である場合を除く)の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合は、下表の控除額を控除できます。

申告者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額									
	48万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下	133万円超	
	900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0万円
900万円超950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0万円	
950万円超1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0万円	

令和6年12月31日(年中の途中で死亡した方は死亡した日)現在、あなたと生計を一にする親族(配偶者を除く)で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合は、下表の控除額を控除できます。 ※16歳未満は扶養控除対象外です。

扶養控除	対象者	控除額
一般扶養	平成18年1月2日～平成21年1月1日に生まれた方	33万円
	昭和30年1月2日～平成14年1月1日に生まれた方	
特定扶養	平成14年1月2日～平成18年1月1日に生まれた方	45万円
老人扶養	昭和30年1月1日以前に生まれた方	38万円
同居老親等扶養	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等と同居している方	45万円

合計所得金額に応じて下表の控除額が適用されます。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

前年中に災害、盗難等により家屋や家財に損失を受けた場合は、①か②のいずれか多い金額を控除できます。

計算式：①(損害金額 - 保険金等による補填額) - (総所得金額等の合計額×10%)
 ②(損害金額 - 保険金等による補填額)のうち、災害関連支出の金額 - 5万円

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費について、①か②のいずれかを選択し、控除することができます。

①(支払った医療費 - 保険金等による補填額) - (総所得金額等の合計額の5%の額と) (上限200万円)
 10万円のいずれか少ない金額

②(特定一般用医薬品 - 保険金等による補填額)の購入金額 - 12,000円 (上限88,000円) ※特例欄にチェック

※医療費控除をされる方は「医療費控除明細書」の添付が必須です。必ず作成した上で申告するようお願いします。
 ※医療費控除は支払った医療費を還付するものではありません。

税額を計算する際の所得控除となります。市民税・県民税が非課税の方や均等割のみの方、医療費控除適用前の所得控除金額が所得金額より大きい方は、医療費控除を申告しても税金の減額や還付はありません。

寄附金控除 地方公共団体(ふるさと納税)、新潟県共同募金会、日本赤十字社新潟県支部に対する寄附や新潟県・長岡市が条例で定める団体への寄附があった場合に住民税額から控除します。 ※申告書裏面に記載

配当割額及び株式等譲渡所得割額 特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得における、配当割額又は株式等譲渡所得割額を申告した場合は、それだけの金額の5分の3を市民税所得割額から、5分の2を県民税所得割額から控除します。
 なお、上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、令和6年度(令和5年分)から所得税と市民税・県民税において課税方式が統一され、異なる課税方式を選択することができなくなりましたのでご注意ください。

●郵送による提出について

郵送で提出する際は、「マイナンバーカード」又は、「通知カード等の番号確認書類と運転免許証等の身元確認書類」の写しを添付してください。また、申告内容確認のため、収入や所得の金額がわかる書類や、各種控除に必要な証明書等の書類を同封してください。証明書や申告書、添付書類については、下記住所に送付してください。

なお、添付書類の返却は原則行いません。原本が必要な方は、予め写しを同封してください。また、市の受付印を押印した申告書の控えの返送を希望される方は、返信用封筒(宛先を記入し、所要額の切手が貼ってあるもの)を同封してください。

お問い合わせ先

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
 長岡市役所 市民税課 TEL：0258-39-2212

